

患者等搬送事業認定基準

項 目	内 容	様式
1 認定対象となる患者等搬送事業者	<p>認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の者とする。</p> <p>① 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者 ② 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者 ③ 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者 ④ 自家用有償旅客運送の登録を受けた者</p>	
2 認定等の事務手続き	<p>認定を受けようとする患者等搬送事業者は、消防長に対し認定を申請するものとする。</p> <p>他の申請及び報告等についても消防長に対し申請等を行うものとする。</p>	<p>様式第6号(その1) 様式第6号(その2) 患者等搬送事業者認定申請書 様式第7号 乗務員名簿 様式第8号(その1) 患者等搬送用自動車届 様式第8号(その2) 患者等搬送用自動車外観図</p>
3 認定の審査	<p>消防長は、患者等搬送事業調査書（様式第9号）に基づき、認定審査基準表（様式第10号）により審査を行うものとする。</p>	<p>様式第9号 患者等搬送事業調査書 様式第10号 認定審査基準表</p>
4 認定証等の交付	<p>(1) 消防長は、認定申請事業者に認定結果（様式第11号）を通知し、認定証（様式第12号又は第12号の2）、事業者認定マーク（別図1）及び自動車認定マーク（別図2）を交付し、認定証等受領書（様式第13号）を受領するものとする。</p> <p>(2) 消防長は、審査の結果、認定しない場合は、その理由を付して患者等搬送事業者に否認結果の通知（様式第11号の2）をするものとする。</p>	<p>様式第11号 認定結果通知書 様式第11号の2 否認結果通知書 様式第12号及び第12号の2 患者等搬送事業者認定証 様式第13号 認定証等受領書</p>

<p>5 認定証の有効期間及び認定の更新</p>	<p>(1) 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。</p> <p>(2) 認定事業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、消防長に更新を申請するものとする。</p> <p>(3) 更新時の手続きは、認定時の手続きを準用するものとする。</p>	<p>様式第6号(その1) 様式第6号(その2) 患者等搬送事業者認定申請書 様式第7号 乗務員名簿 様式第8号(その1) 患者等搬送用自動車届 様式第8号(その2) 患者等搬送用自動車外観図</p>
<p>6 認定証等の亡失等</p>	<p>(1) 乗務員等で、基礎講習修了証を亡失し、滅失し、又は破損したときは、消防長に届け出て基礎講習修了証の再交付を受けることができるものとする。</p> <p>(2) 乗務員等で、適任証を亡失し、滅失し、又は破損したときは、消防長に届け出て適任証の再交付を受けることができるものとする。</p> <p>(3) 認定事業者は、認定証等を亡失し、滅失し、又は破損したときは、速やかに消防長に届け出て認定証等の再交付を受けることができるものとする。</p>	<p>様式第14号 修了証再交付申請書 様式第15号 適任証再交付申請書 様式第16号 患者等搬送事業認定証等再交付申請書</p>
<p>7 事業内容の変更</p>	<p>(1) 認定事業者は、患者等搬送事業認定申請書（認定事業種別以外）の内容を変更した場合は、消防長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 認定事業者は、患者等搬送事業を廃止したときも同様とする。</p>	<p>様式第17号 業務内容変更届 様式第18号 患者等搬送事業廃止届</p>
<p>8 事業の休止等</p>	<p>(1) 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止したときは、速やかに事業の休止について（様式第18号の2）消防長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を運営再開したときは、速やかに事業の再開について（様式第18号の2）消防長に届け出るものとする。</p>	<p>様式第18号の2 患者等搬送事業休止等届</p>
<p>9 認定の失効</p>	<p>次の一に該当するときは、認定はその効力を失うものとする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定めるところにより、国土交通大臣の認可等が取り消され又は失効したとき。</p> <p>(2) 患者搬送事業を廃止したとき。</p> <p>(3) 認定の有効期間が満了したとき。</p> <p>(4) 認定種別に変更が生じたとき。</p>	<p>様式第6号(その1) 様式第6号(その2) 患者等搬送事業者認定申請書 様式第7号 乗務員名簿 様式第8号(その1) 患者等搬送用自動車届 様式第8号(その2) 患者等搬送用自動車外観図</p>

		様式第 18 号 患者等搬送事業廃止届
10 認定事業者の責務	(1) 認定事業者は、指導基準を誠実に履行しなければならない。 (2) 認定事業者は、事業に関し、消防長から求めがあった時には、消防長に報告するものとする。 (3) 認定事業者は、搬送業務を実施中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたときは、特異事案報告書（様式第 19 号）により届け出る。	様式第 19 号 特異事案報告書
11 認定事業者の調査	消防長は、少なくとも年 1 回以上、認定事業者に対し、指導基準の履行状況等について調査するものとする。	様式第 9 号 患者等搬送事業調査書 様式第 32 号 患者等搬送事業者搬送状況調（報告用）
12 認定の取り消し	消防長は、次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。 (1) 認定事業者が指導基準を履行しないとき。 (2) 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。 (3) その他、認定を継続することが不相当と判断されるとき。	様式第 20 号 認定取消通知書
13 認定証等の返納	(1) 認定事業者は、認定の失効及び認定の取り消しがされたときには、認定証等を速やかに返納しなければならない。 (2) 認定事業者は、認定証等の亡失等により再交付を受けた場合において、亡失等をした認定証等を発見し、又は回復したときは、遅滞なく返納しなければならない。	様式 18 号 患者等搬送事業廃止届 様式第 21 号 認定証等返納請求書